

大和市告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次のとおり地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があった。

令和4年3月9日

大和市長 大木 哲

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	サービスの種類	廃止年月日
	事業者の所在地	事業所の所在地		
1473002358	株式会社ベストライフジャパン	ファミリー介護サービス南林間店	地域密着型通所介護	令和4年5月31日
	大和市南林間二丁目10番5号 ベストライフビル5階	大和市林間二丁目2番6号		